

1. 居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

.....（以下、「甲」という。）と社会福祉法人北茨城市
社会福祉協議会が開設する北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」（以下、「乙」とい
う。）は、乙が提供する居宅介護支援サービス（以下、「サービス」という。）に関して、
次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 乙は介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）の規定に
基づき、甲又は乙によるサービスの提供を受ける者（以下、「利用者」という。）
が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営む
ことのできるよう、利用者に適切な居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」と
いう。）を作成し、かつ介護サービスの提供が確保されるよう各種サービス事業
者、関係機関及びその他の社会資源（以下、「サービス事業者等」という。）と
の連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日の ヶ月
とします。

2 契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護
認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の
満了日までとします。

3 上記契約期間満了日7日以前に甲から更新拒絶の申し出がない場合、この契
約は自動的に更新されます。

（ケアプラン立案及び変更の援助等）

第3条 乙は、法に規定する介護支援専門員を担当者として指名し、利用者主体の効
果的なケアプランを作成します。

2 乙は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支
援専門員に連絡するなどの必要な援助を行います。

3 乙は、利用者の受ける介護サービスの利用状況・内容について、利用者から
相談・苦情等を受けるほか、必要に応じて介護サービスを点検し、給付管理表
の作成・提出のほか関連機関との連絡調整を行います。

（契約の終了）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

（1） 第5条の規定に基づき、甲から乙へ解約の届け出がなされ、予告期間が満
了したとき。

（2） 第6条の規定に基づき、乙から甲へ契約解除の通知がなされ、予告期間が
満了したとき。

（3） 利用者が介護保険施設へ入所した場合。

(4) 利用者の要介護状態区分が、自立又は要支援と認定された場合。

(5) 利用者が死亡したとき。

(甲の解約権)

第5条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって文書により乙に届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(乙の解除権)

第6条 乙は、利用者の非協力など、甲・乙間の信頼関係を損壊する行為等があり、この契約の目的達成が不可能となったときは、14日以上の予告期間をもって文書によりこの契約を解除できるものとします。

(損害賠償)

第7条 乙は、サービスの提供にあたって事故が発生し、利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者の家族に重大な過失がある場合を除きます。

(秘密保持)

第8条 乙の職員は、正当な理由がない限り、サービスの提供にあたって知り得た利用者の秘密を漏らしません。

2 乙は、所属する職員が退職した後でも、在職中に知り得た利用者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(記録の整備・閲覧)

第9条 乙は、利用者の求めによりサービスの提供に際して作成した記録・書類の閲覧・謄写に応じます。ただし、謄写の実費を請求することがあります。

(契約外条項)

第10条 この契約書に定めのない事項については、法その他関係法令の定めるところを尊重し、甲・乙双方の協議により定めます。

2. 居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

法に基づいて、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。

(運営の方針)

- (1) 利用者の意思を尊重して必要な支援を行います。
- (2) 利用者の選択によるサービス事業者等と連携し、利用者主体の効果的なケアプランを作成します。
- (3) 常に利用者の立場に立ち、提供される介護サービスの種類が特定の業者に不当に偏ることがないようにします。
- (4) サービスの提供に当たって、地域の保健・医療・福祉の各機関との連携に努めます。

2. 北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」の概要

(居宅介護支援事業所の指定番号及び通常のサービス提供地域)

事業所名	社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会 北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」
事業所の所在地	北茨城市磯原町本町2丁目4番地16
介護保険指定番号	居宅介護支援（茨城県：第0871500013号）
サービス提供地域	北茨城市全域

(職員の職種、員数及び職務内容)

管理者	1名	（事業所管理及び業務の総括）
介護支援専門員	1名以上	（利用者の相談及びケアマネジメント）
事務職員	1名	（事業所の会計事務）

(営業日及び営業時間)

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの年末年始休暇を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとする。

3. 居宅介護支援の提供方法

- (1) 事業所内相談室、又は利用者の自宅に訪問してお話を伺い、ケアプランを作成します。
- (2) 利用者への情報提供及びサービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態把握のため、主治医に意見を求めることがあります。
- (4) 介護サービス提供後、介護支援専門員を利用者の自宅に月1回以上訪問させ、状況・効果等の把握をします。
- (5) サービス担当者会議を開催して、効果的な介護サービスの検討をします。
- (6) 要介護認定の更新及び変更申請の代行等、必要な支援をおこないます。

- (7) 利用者の給付管理票の作成・管理及び国民健康保険団体連合会への提出をおこないます。

4. 管理者及び担当の介護支援専門員

- (1) 事業所の管理者は（ 斎藤 秀和 ）です。

- (2) 担当する介護支援専門員は（ ）です。

介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示を求めて下さい。

5. 担当する介護支援専門員の変更

利用者はいつでも担当の介護支援専門員の変更を申し出ることができます。その場合変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、異動又は退職などの正当な理由がある場合に限り、担当の介護支援専門員を変更することがあります。その場合には速やかに利用者へご連絡します。

6. 利 用 料 等

サービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

利用料・・・ 要介護認定を受けた方は、法の規定に基づき国民健康保険団体連合会から全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月ごとに法に規定する利用料をお支払いいただきますが、その際に当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を、後日お住まいの市町村介護保険担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

その他・・・ 交通費について、通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、移動に要した交通機関の交通費の実費を請求します。またその移動の際に、職員が自動車を利用した場合は、1km 当たり 20 円として計算した額を交通費として請求するものとし、その交通費の支払いを受けたときは領収書を発行します。
なお、要介護認定の更新・変更申請に係る代行費用は無料です。

7. 秘 密 保 持

事前に利用者の同意を文書によりいただかない限り、利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いることはありません。

なお、個人情報の取扱いについては、社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成17年、規程第1号。）に基づき適正に管理するものとします。

8. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業所主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

9. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 入院時には、ご本人または家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

10. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生して場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 利用者からの苦情の受付窓口

当事業所は提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置ならびに苦情解決に係る第三者委員を選任し、適切な苦情の解決に努めます。

また利用者は、第3項に記載する外部の苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。

- (1) 苦情・相談窓口（TEL 0293-42-0782）

社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会 事業推進課 在宅福祉係 根本博行

受付時間 午前8時30分 から 午後5時15分まで

- (2) 第三者委員（社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会監事）

委員名 滝 清重 神長 一壽

- (3) 外部の苦情相談窓口

	機関名	連絡先
1	北茨城市役所高齢福祉課介護保険係	0293-43-1111
2	茨城県国民健康保険団体連合会	029-301-1565
3	茨城県社会福祉協議会（運営適正化委員会）	029-305-7193

- (4) 第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日

評価機関名称 :

結果の開示 : 1 あり 2 なし

2 なし

上記の居宅介護支援（ケアマネジメント）契約及び居宅介護支援重要事項説明書の説明を受け、同意のうえ契約したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方が記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

甲（契約者） 住 所

.....
氏 名 ⑩

.....
(生年月日：M・T・S・H 年 月 日生)

(署名代理人) 住 所

(続柄)

.....
氏 名 ⑩

.....
(生年月日：M・T・S・H 年 月 日生)

※署名代理人がいる場合のみ記入。

(利用者) 住 所

.....
氏 名 ⑩

.....
(生年月日：M・T・S・H 年 月 日生)

※契約者と利用者が異なる場合のみ記入。

乙（事業者） 住 所 北茨城市磯原町本町2丁目4番地16

法 人 名 社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会

代 表 者 会 長 豊 田 稔 ⑩

(説明者職氏名) 職名：介護支援専門員 氏名：

⑩
.....

北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」

(介護保険法指定居宅介護支援事業所)

居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

個 人 情 報 の 利 用 に 関 す る 同 意 書

社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会
北茨城市磯原町本町2丁目4番地16

個人情報使用同意書

契約書・利用者及びその家族の個人情報について、下記に記載するとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1,使用する目的

事業所が、介護保険法に基づき、利用者に提供する介護サービスを適正に実施するための担当者会議、又は利用者が他に利用しているサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2,使用にあたっての条件

- ① 個人情報の利用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3,個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な契約者、利用者及びその家族に関する情報。
- ② その他サービスを提供するうえで必要な情報

※「個人情報」とは契約者、利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」御中

甲(契約者) 住 所

氏 名 印

(署名代理人) 住 所

氏 名 印

(利用者) 住 所

氏 名 印